

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
令和8年5月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 眞理子
分任契約担当役 国立能楽堂長 中尾 健一
分任契約担当役 国立文楽劇場長 佐藤 和男

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和8年度東京研 修中における文楽 研修生の宿泊	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和8年5月1日	一般財団法人アジア 会館／東京都港区赤 坂8-10-32	8010405010412	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		3,613,200						概算額(単 価契約等)
令和8年度日本博 タブロイド紙の制 作・発行等業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和8年5月7日	株式会社ジャパンタイ ムズエージェンシー／ 東京都千代田区一番 町2-2	3010401012425	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		29,678,000						
令和8年度国立劇 場小劇場舞台機構 保守点検業務の委 託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和8年5月7日	森平舞台機構株式会 社／東京都台東区花 川戸2-11-2	5010501014014	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,222,000						
令和8年5月文楽 公演における足立 区文化芸術劇場 (シアター1010)の 利用について(変 更2回目)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和8年5月8日	足立区シアター1010 指定管理者共同事業 体／東京都足立区千 住3-92	2000020131211	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		6,031,685						
令和8年度国立能 楽堂特別展「鼓 の美 宮本卯之助コ レクション」資料撮 影業務委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂長・中尾 健一／東京都渋谷 区千駄ヶ谷4-18-1	令和8年5月12日	有限会社エス・アン ド・ティフォト／東京 都中野区江古田4-4-3	2010702009699	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,475,000						概算額(単 価契約等)
令和8年6月歌舞 伎鑑賞教室出演契 約	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和8年5月21日	鳥羽屋音曲株式会 社／東京都中央区日 本橋人形町2-25-5	1010001207311	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		5,126,000						

令和8年6月歌舞伎鑑賞教室出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年5月26日	松竹株式会社／東京都中央区築地4-1-1	6010001034809	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		26,901,050						
日本芸術文化振興会ウェブサイトリニューアルに関する支援業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年5月28日	株式会社ワンゴジュウゴ／東京都千代田区紀尾井町3-6	5010001064682	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		14,637,480						プロポーザル

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。